

郡山市多機関協働事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の4第2項第5号に基づく、複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業（以下「多機関協働事業」という。）及び同項第6号に基づく、多機関協働事業による支援が必要であると認める地域住民に対し、支援の種類及び内容等を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業（以下「支援プラン」という。）の一体的な実施に関し、法及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定による支援を必要とする地域住民及びその世帯には、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条に規定する生活困窮者及び孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）第1条に規定する孤独・孤立の状態にある者を含むものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、郡山市とする。ただし、市長は、事業の全部又は一部を市長が適当と判断する社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(事業の対象者等)

第3条 事業の対象者等は、一つの支援関係機関では対応が困難であり、かつ支援関係機関の役割分担及び支援の方向性の整理が求められる地域生活課題を有することを要件とし、次の各号のいずれかに該当する支援対象者等とする。

- (1) 市内に住所を有する者及びその者の属する世帯
- (2) その他市長が必要と認める者及びその者の属する世帯

(会議の設置)

第4条 事業を推進するため、次に掲げる会議を置く。

- (1) 支援会議（法第106条の6第1項に規定する支援会議及び生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議をいう。）
- (2) 孤独・孤立対策地域協議会（孤独・孤立対策推進法第15条第1項に規定する孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）をいう。）
- (3) 重層的支援会議（法第106条の4第2項第6号に規定する支援プランに関する協議等を行う会議をいう。）

(支援会議及び協議会の所掌事務)

第5条 支援会議及び協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 複合化・複雑化した課題を抱える者等で、支援に対する同意が得られない者等に対する支援を図るために必要な情報の交換
 - (2) 複合化・複雑化した課題を抱える者等で、支援に対する同意が得られない者等が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討
 - (3) その他支援会議及び協議会の設置目的を達成するために必要と認められる事項
- (会長)

第6条 支援会議及び協議会に会長を置く。

2 会長は、保健福祉部保健福祉総務課長をもって充てる。

3 会長は、支援会議及び協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長が出席できないときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

（支援会議及び協議会の構成員）

第7条 支援会議及び協議会の構成員は、別表に掲げる関係機関に属する者及びその他市長が必要と認める者（以下「構成員」という。）とする。

（支援会議及び協議会の開催）

第8条 支援会議及び協議会は、議事の内容に応じ、会長が構成員のうち必要があると認める者を招集し、開催する。

2 支援会議及び協議会の開催並びに支援会議及び協議会の資料は、非公開とする。

（意見の聴取等）

第9条 会長は、第5条に掲げる事項を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（守秘義務）

第10条 支援会議及び協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議及び協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に違反して秘密を漏らした者は、支援会議に関しては、法第159条第2号又は生活困窮者自立支援法第28条の規定により、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。また、協議会に関しては、孤独・孤立対策推進法第28条の規定により、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（庶務）

第11条 支援会議及び協議会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課が処理する。

（重層的支援会議の所掌事務）

第12条 重層的支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援対象者等の支援プランの適切性の協議
- (2) 支援対象者等の支援プランの支援経過及び成果の評価
- (3) 支援対象者等の支援プランの終結の判断
- (4) 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
- (5) その他重層的支援会議に必要と認められる事項

（準用）

第13条 第6条、第7条、第8条、第9条、第10条（第2項を除く。）及び第11条の規定は、重層的支援会議について準用する。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、会長が支援会議、協議会又は重層的支援会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

市関係	市民税課、収納課、市民・NPO活動推進課、ダイバーシティ推進課、国民健康保険課、セーフコミュニティ課、保健福祉総務課、生活支援課、障がい福祉課、健康長寿課、地域包括ケア推進課、介護保険課、保健・感染症課、こども総務企画課、子育て給付課、こども家庭課、保育課、産業雇用政策課、住宅政策課、学校管理課、学校教育推進課、総合教育支援センター、営業課
関係機関等	郡山市社会福祉協議会、地域包括支援センター、郡山市障がい者基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援相談機関、就労準備支援事業実施機関、ひきこもり相談支援機関、介護関係機関、障がい者相談支援関係機関、就労支援関係機関、住宅関係機関、教育関係機関、民生・児童委員
その他	市関係機関、その他関係機関及び関係者で会長が指名する者